



熊本県公報

第 1 1 9 8 9 号
平成 23 年 3 月 4 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策総室) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 電線共同溝整備道路の指定…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画・技術管理課) 5
- (仮称)嘉島東部台地土地区画整理事業方法書公告…………… (都市計画課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 6
- 熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… (選挙管理委員会) 7
- 個人演説会の施設の指定…………… (") 8
- 個人演説会の施設の指定解除…………… (") 8
- 熊本市における開票区の変更…………… (") 8
- 熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則…………… (体育保健課) 8
- 平成22年度熊本県スポーツ振興審議会の開催…………… (熊本県スポーツ振興審議会) 9
- 菊池川河口域におけるハマグリ採捕制限…………… (熊本県内水面漁場管理委員会) 9
- 熊本県卸売市場審議会の開催…………… (熊本県卸売市場審議会) 9

告 示

熊本県告示第 2 2 3 号
 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
天草きぼうの家 天草市浄南町5番4 9号	NPO法人 天草 きぼうの家 天草市浄南町5番 49号 川上 精一	平成23年 3月1日	4313000418	就労継続支 援B型

熊本県告示第 2 2 4 号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス榎木公園 熊本市榎木三丁目10番12号	クローバー株式会社	平成23年2月23日

熊本県告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふくえん熊本 熊本市田迎五丁目3番27号	福祉エンジニアリング有 限会社	平成23年3月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふくえん熊本 熊本市田迎五丁目3番27号	福祉エンジニアリング有 限会社	平成23年3月1日

熊本県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふくえん熊本 熊本市田迎五丁目3番27号	福祉エンジニアリング有 限会社	平成23年3月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふくえん熊本 熊本市田迎五丁目3番27号	福祉エンジニアリング有 限会社	平成23年3月1日

熊本県告示第227号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国保水俣市立総合医療 センター	水俣市天神町一丁目2番1 号	平成23年2月12日から 平成26年2月11日まで
岡部病院	水俣市桜井町三丁目3番3 号	平成23年2月12日から 平成26年2月11日まで

熊本県告示第228号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年2月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	熟女と新人巨乳 したがる生保レディ (オーピー) 愛虐の館 (新東宝) 色情痴女 密室の手ほどき (オーピー) 悶熟!!未亡人サロン (新東宝) 丸見えやり抜き温泉 (オーピー) THEレイパー<闇サイト編>美姉妹・肌の叫び (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護和 菊池市旭志川辺1851番地1	株式会社和	平成23年3月1日

熊本県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護和 菊池市旭志川辺1851番地1	株式会社和	平成23年3月1日

熊本県告示第231号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町横浦字白石1061番、1064番1、1064番3、1068番1
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第232号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、関係図面は、平成23年3月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
一般国道	266号	熊本市田迎町大字田井島773番1地先から 同市出仲間七丁目13番8地先まで
一般県道	並建熊本線	熊本市春日四丁目124番2地先から 同市池上町字南平235番3地先まで
主要地方道	熊本菊鹿線	熊本市薬園町29番地先から 同所155番地先まで
一般県道	熊本菊陽線	熊本市西子飼町7番2地先から 同市子飼本町165番1地先まで

2 指定する期日 平成23年3月4日

熊本県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字友ノ内 36番1地先から 同所 36番4地先まで	116.7	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年3月4日

熊本県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二の陳林 420番1地先から 同所 404番1地先まで	87.0	地基創 改(改築 に伴う 拡幅)
		阿蘇郡南阿蘇村大字久石字陳林 393番地先から 同所 390番1地先まで	70.0	

2 供用を開始する期日 平成23年3月4日

熊本県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	八代不知火線	宇城市松橋町砂川字知火場 92番1地先から 同所 129番1地先まで	190.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路設 置)

2 供用を開始する期日 平成23年3月4日

公 告

熊本県公告第113号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	菊池東部 (旭志)	平成17年10月3日	平成22年3月26日	熊本県
暗きょ排水	菊池東部 (旭志)	平成17年10月3日	平成18年3月13日	熊本県
農業用排水施設	菊池東部 (菊池)	平成17年12月28日	平成22年3月23日	熊本県

熊本県公告第114号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第37条の規定に基づき事業者に代わるものとして同条例第5条第1項の規定により（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成23年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画決定権者の名称
熊本県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業
 - (2) 種類
土地区画整理事業
 - (3) 規模
約70.8ヘクタール
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木地内
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木、下六嘉、上六嘉、上島、鯉
熊本市、益城町及び御船町の各一部
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
熊本県土木部都市計画課、熊本市市政情報プラザ、益城町住民生活課、御船町保健衛生課、嘉島町建設課
 - (2) 縦覧の期間
平成23年3月4日から平成23年4月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - (3) 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時00分まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書

- 面により提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 平成23年4月18日
- (2) 提出先 熊本県土木部都市計画課
(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字前原2433番1
499.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島2374番地2
寺本 卓也

熊本県公告第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2400番33の一部及び同2400番108
266.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市清水東町2番13号亀住アパート1号室
徳永 昌弘

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字花園5124番1及び同5125番6
326.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市下南部一丁目4番46号
串下 彰一

熊本県公告第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字中明午1661番125
388.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島4393番地210
吉田 直嗣

登 載 依 頼

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

平成23年4月10日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成23年3月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

市の選挙区(強制合区含む) 当該市の選挙管理委員会事務局
郡の選挙区 当該郡を管轄する熊本県地域振興局総務部総務振興課
(ただし、鹿本郡選挙区については、熊本市選挙管理委員会事務局)
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付事務を行う場所は、別表に定める場所で行う。

(別表)

選挙区名	時間	受付事務を行う場所	時間	受付事務を行う場所	受付事務を行う場所の所在地
熊本市	午前8時30分 ～ 正午	熊本市役所4階モニター室	正午 ～ 午後5時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所花畑町別館3階)	モニター室:熊本市手取本町1番1号 事務局:熊本市花畑町3番1号
八代市・八代郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	八代市千丁支所2階大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	八代市選挙管理委員会事務局 (八代市千丁支所2階)	八代市千丁町新牟田1502番地1
人吉市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	人吉市役所議員控室 (人吉市役所3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	人吉市選挙管理委員会事務局 (人吉市役所別館大会議室)	市役所:人吉市麓町16番地 市役所別館:人吉市西間下町118番地
荒尾市	午前8時30分 ～ 午前9時30分	荒尾市役所11号会議室 (荒尾市役所1階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	荒尾市選挙管理委員会事務局 (荒尾市役所1階)	荒尾市宮内出目390番地
水俣市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	水俣市役所「秋葉」3階会議室A			水俣市陣内1丁目1番1号
玉名市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	玉名市文化センター3階大研修室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	玉名市選挙管理委員会事務局 (玉名市役所2階)	文化センター:玉名市繁根木88番地1 事務局:玉名市繁根木163番地
天草市・天草郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	天草市民センター第3会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	天草市選挙管理委員会事務局 (天草市役所本庁舎3階)	市民センター:天草市東町3番地 事務局:天草市東浜町8番1号
山鹿市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	山鹿市役所1階会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	山鹿市選挙管理委員会事務局 (山鹿市役所3階)	山鹿市山鹿978番地
菊池市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	菊池市文化会館小ホール	午前10時00分 ～ 午後5時00分	菊池市選挙管理委員会事務局 (菊池市役所庁舎2階)	文化会館:菊池市亘32番地 事務局:菊池市隈府888番地
宇土市	午前8時30分 ～ 午前11時00分	宇土市福祉センター2階大会議室	午前11時00分 ～ 午後5時00分	宇土市選挙管理委員会事務局 (宇土市役所別館2階)	福祉センター:宇土市浦田町44番地 事務局:宇土市浦田町51番地
上天草市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	上天草市役所大矢野庁舎3階大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	上天草市選挙管理委員会事務局 (上天草市役所大矢野庁舎2階)	上天草市大矢野町上1514番地
宇城市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	宇城市役所新館1階第3会議室			宇城市松橋町大野85番地
阿蘇市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	阿蘇市役所2階会議室			阿蘇市一の宮町宮地504番地1
合志市	午前8時30分 ～ 午前10時30分	合志市役所合志庁舎2階大会議室	午前10時30分 ～ 午後5時00分	合志市選挙管理委員会事務局 (合志市役所合志庁舎2階)	合志市竹迫2140番地
下益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県宇城総合庁舎第1会議室 (熊本県宇城総合庁舎2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県宇城地域振興局総務部総務振興課 (熊本県宇城総合庁舎2階)	宇城市松橋町大字久具字井手下400番地の1
玉名郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県玉名総合庁舎大会議室 (熊本県玉名総合庁舎4階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県玉名地域振興局総務部総務振興課 (熊本県玉名総合庁舎2階)	玉名市岩崎1004番地の1
鹿本郡	午前8時30分 ～ 正午	熊本市役所4階モニター室	正午 ～ 午後5時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所花畑町別館3階)	モニター室:熊本市手取本町1番1号 事務局:熊本市花畑町3番1号
菊池郡	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県菊池総合庁舎別館大会議室 (熊本県菊池総合庁舎別館2階)			菊池市隈府1272番地10
阿蘇郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 (熊本県阿蘇総合庁舎別館2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県阿蘇地域振興局総務部総務振興課 (熊本県阿蘇総合庁舎2階)	阿蘇市一の宮町宮地2402番地

上益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県上益城総合庁舎大会議室 (熊本県上益城総合庁舎3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県上益城地域振興局総務部総務振興課 (熊本県上益城総合庁舎2階)	上益城郡御船町辺田見396番地の1
葦北郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県芦北総合庁舎大会議室 (熊本県芦北総合庁舎3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県芦北総合庁舎会議室 (熊本県芦北総合庁舎2階)	葦北郡芦北町大字芦北2670番地
球磨郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県球磨総合庁舎大会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県球磨総合庁舎中会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)	人吉市西間下町86番地の1

熊本県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
合志市	合志市栄体育館	合志市栄1230番地1
益城町	公民館福田分館	益城町福原1974

熊本県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
合志市	合志市西合志体育館	合志市野々島4440番地
天草市	天草市体育館	天草市東町3番地
益城町	益城町広安町民体育館	益城町惣領1471

熊本県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき、熊本市における開票区を次のとおり変更する。

平成23年3月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 熊本県議会議員熊本市選挙区の開票区
第1開票区 法別表第1の熊本県第1区に属する区域
第2開票区 法別表第1の熊本県第2区に属する熊本市の区域及び旧下益城郡富合町の区域
- 熊本市議会議員選挙の開票区
第1開票区 法別表第1の熊本県第1区に属する区域及び旧鹿本郡植木町の区域
第2開票区 法別表第1の熊本県第2区に属する熊本市の区域及び旧下益城郡城南町の区域

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校体育施設の使用に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(2) 前条第3号に該当することとなったとき。

第3条の次に次の1号を加える。

(使用許可の基準)

第4条 第2条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可をしないことができる。

- (1) 県立学校体育施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 県立学校体育施設の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他利用させることが県立学校体育施設の管理上支障があると認められるとき。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県スポーツ振興審議会公告第2号

平成22年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成23年3月4日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 開催日時
平成23年3月17日（木）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県スポーツ振興計画の見直しについて
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ係）
（電話096-333-2710）

熊本県内水面漁場管理委員会指示第193号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川におけるハマグリの採捕について次のとおり指示する。ただし、熊本県漁業調整規則第48条の規定により知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成23年3月4日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

- 1 指示内容
右岸玉名市滑石、左岸玉名市大浜町の新大浜橋上流端の上流1,000mから下流の内共第1号共同漁業権漁場内では、ハマグリを採捕してはならない。ただし、11月1日から翌年3月31日まで（日出時から日没時までに限る。）、新大浜橋上流端の上流1,000mから同橋上流端の下流700mまでの漁場内は、手掘り（使用する漁具は、くまでに限る。）により採捕した殻長35mmを超えるハマグリを除く。
- 2 指示の有効期間
平成23年3月5日から平成24年3月4日まで

熊本県卸売市場審議会公告第2号

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催します。

平成23年3月4日

熊本県卸売市場審議会
会長 山内 良 一

- 1 開催日時
平成23年3月14日（月）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 3階「たい樹」

- 3 議題
第9次熊本県卸売市場整備計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農林水産部団体支援総室総務・共済市場班）
(096-333-2372 (ダイヤルイン))